

じゅうきょかくほきゅうふきん
住居確保給付金のしおり

～ ^{りしょく}離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方へ ～



岡 崎 市

じゅうきょかくほきゅうふきん やちんほじょ 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職・廃業または休業等による収入の減少により、住居を喪失している、または、喪失するおそれがある方に対し、家賃相当分を給付する制度です。

○給付額：世帯の収入に応じ以下を上限に調整された額

単身 37,000 円、2 人 44,000 円、3～5 人 48,000 円、

6 人 52,000 円、7 人以上 57,000 円

○支給期間：3 か月間（一定の要件により 2 回まで延長が可能）

○支給方法：管理会社等の指定口座へ代理納付

申請に必要なもの

① 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、各種福祉手帳・健康保険証、住民票・^{こせきとうほん}戸籍謄本等の写し、パスポート、在留カード

② 収入が確認できる書類（世帯全員分）

給与明細、^{こようほけんじゆきゅうしかくしゃしょう}雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳

③ 全ての預貯金通帳（世帯全員分）

④ 住宅契約書または家賃証明書

⑤ 就労状況を確認できる以下①か②のいずれかの書類

① 離職・廃業

離職等から 2 年以内であることを確認できる書類

離職票、雇用保険受給資格者証（または給与が途絶えたことを確認できる通帳等）

※離職等から 2 年～4 年以下を経過している場合、求職活動が困難であった事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）

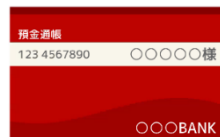
② 休業等で収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある

収入が減少していることや、減少した理由が確認できる資料

（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる書類等）

どうしても揃わない場合は「離職状況等に関する申立書」を提出していただきます）

⑥ ハローワークの求職番号（離職・廃業のみ）または、経営相談先名（自営のみ）



給付のための要件

申請時に以下①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮しており、住居喪失またはそのおそれがある
- ② 以下④か⑤のいずれかの状況にある
 - ④ 申請日において離職・廃業の日から2年以内（離職等から2年～4年以下を経過している場合、求職活動が困難であった事実により該当するか判断します）
 - ⑤ 申請日の属する月において、個人の責に帰すべき理由や都合によらない休業等で収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある
- ③ 離職等の時点で主たる生計維持者であった
 （離職時においては主たる生計維持者でなかったが、その後離婚等により主たる生計維持者となった場合を含みます）
- ④ 申請月の世帯収入（公的給付を含む）が、表の基準額+家賃額が以下である

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	基準額+家賃額（上限）
1人	81,000円	37,000円	118,000円
2人	124,000円	44,000円	168,000円
3人	159,000円	48,000円	207,000円
4人	197,000円	48,000円	245,000円
5人	235,000円	48,000円	283,000円
6人	273,000円	52,000円	325,000円
7人	310,000円	57,000円	367,000円

- ⑤ 世帯の金融資産（預貯金額等）が次の表以下である

世帯人数	1～9か月目
1人	48.6万円
2人	74.4万円
3人	95.4万円
4人以上	100万円

- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う意思がある方、または、自営業者等で事業再生に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれる方
- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び世帯員が受けていない方
- ⑧ 申請者及び世帯員が暴力団員ではない方

住居を喪失している場合（入居費用と家賃）

『じゅうきょかく ほきゅうふきん 住居確保給付金（てんきよひようほじょ 転居費用補助）は P9～P11 へ』



① 申請書類の交付

ふくし相談課（福祉会館 1 階 18 番窓口）で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。

（※窓口へ来られない等の事情がある場合は、電話にて相談してください）

② 入居住宅の確保

仲介業者等で入居する住宅を探してください。（原則、市内）
住宅が確保できた際には、仲介業者等に⑧入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）を記載してもらってください。



※ そうごうしえんしきんかしつけ 総合支援資金貸付（じゅうたくにゅうきよひ 住宅入居費）（6P①）を利用する場合

敷金等の支払いに総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する予定がある方は、その旨を仲介業者等に伝えてください。

③ 申請書類の提出

ふくし相談課へ以下の書類を提出してください。提出後、審査を行います。

・ ①申請書 ・ ⑧入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）

※ りんじとくれい 臨時特例つなぎ資金貸付（6P②）の申込み

当面の生活費が必要な方は、岡崎市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付を活用できる場合があります。申請の際には①申請書の写しを提示してください。

④ 審査結果の通知

○ 資格ありの場合、⑨住居確保給付金支給対象者証明書（給付を決定するものではありません）が交付されます。

× 資格なしの場合、住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

※ そうごうしえんしきんかしつけ 総合支援資金貸付（じゅうたくにゅうきよひ 住宅入居費・せいかしえんぎ 生活支援費）（6P③）の申込み

敷金等の支払えない方や受給期間中の生活費が必要な方は、総合支援資金貸付を活用できる場合があります（審査あり）。申込みには以下の書類が必要です。

・ ⑧入居予定住宅に関する状況通知書 ・ ⑨住居確保給付金支給対象者証明書

⑤ 賃貸借契約の締結

仲介業者等へ③住居確保給付金支給対象者証明書

を提示し、賃貸借契約を締結してください。



※ 敷金等を総合支援資金貸付（住宅入居費）（6P④）で支払う方

総合支援資金貸付（住宅入居費）を申込んだ方は、仲介業者等へ写しを提示してください。利用者は、契約が原則「停止条件付契約」（貸付金振込確認日から有効となる契約）となるため、契約締結後、契約書の写しを社会福祉協議会へ提出してください。決定後、敷金等が仲介業者等に振込まれます。

⑥ 入居手続きと住民票の変更

仲介業者等と入居手続きを行うとともに、市役所または支所で住所変更を行い、住民票の写しを発行してください。

⑦ 住居確保給付金の支給決定

ふくし相談課へ入居後7日以内に次の書類を提出してください。

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 住民票の写し（変更後）

ふくし相談課から⑩住居確保給付金支給決定通知書が交付され、給付金が管理会社等へ直接振り込まれます。仲介業者等へ⑩住居確保給付金支給決定通知書を提出してください。

※ 岡崎市社会福祉協議会とのその後のやりとり

臨時特例つなぎ資金貸付利用者は、社会福祉協議会から償還の指示があります。

総合支援資金貸付（生活支援費）利用者は、⑩住居確保給付金支給決定通知書を岡崎市社会福祉協議会に提出してください。

住居を喪失するおそれがある場合（家賃のみ）

① 申請書類の交付

ふくし相談課（福祉会館 1 階 18 番窓口）で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。

（※窓口へ来られない等の事情がある場合は、電話にて相談してください）



② 住宅貸主への確認

管理会社等に⑧入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）を記載してもらってください。



③ 申請書類の提出

ふくし相談課へ次の書類を提出してください。提出後、審査を行います。

- ・ ①申請書
- ・ ⑧入居住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）
- ・ 賃貸借契約書の写し

④ 審査結果の通知

○ 資格がある場合は⑩住居確保給付金支給決定通知書が交付され、住居確保給付金が管理会社へ直接振り込まれます。

× 資格がない場合は⑪住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

※ 総合支援資金貸付（生活支援費）（6P④）の申込み

受給中の生活費が必要な方は、岡崎市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（生活支援費）を活用できる場合があります（審査あり）。申請の際には⑩住居確保給付金支給決定通知書を提出してください。

社会福祉協議会による支援制度

㊦ 臨時特例つなぎ資金貸付

住居を喪失している方で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方に対し、生活費及び一時資金を貸付けする制度です。

- 貸付額：公的給付等を受けるまでの生活に要する費用（10万円以内）
- 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

㊧ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）

生活の立て直しを支援するため、生活相談・支援（就労支援等）と併せ、生活費及び一時資金を貸し付ける制度です。

- 住宅入居費：40万円以内
- 生活支援費：単身 15万円以内
（世帯月額） 2人以上 20万円以内
原則3ヶ月、最長1年
- 一時生活再建費：60万円以内
- 貸付利子：連帯保証人有り … 無利子
連帯保証人無し … 年1.5%



岡崎市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
はぶりん

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター

住所：岡崎市康生通南3丁目56

電話：(0564)23-8938 FAX(0564)23-7820

受給中の義務

住居確保給付金を受給中は、出来得る限りの方法で以下の活動を行うことが必須となります。

求職中の方

- ①ハローワーク等への求職申込を行い、常用就職を目指した活動を行ってください。
- ②月4回以上、ふくし相談課で面談を受けてください。（指定された様式での報告も可）
- ③月2回以上、ハローワーク等での職業相談等を受けてください。
- ④原則週1回（月4回）以上、求人先へ応募するか面接を受けてください。
- ⑤申請時にふくし相談課との面談により活動方針を決定し、生活困窮者自立相談支援事業による支援プランの決定を受けてください。

自営業の方

- ① 経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行ってください。
- ② 月4回以上、ふくし相談課で面談を受けてください。（指定された様式での報告も可）
- ③ 原則月1回以上、経営相談先にて面談等の支援を受けてください。
- ④申請時にふくし相談課との面談により活動方針を決定し、生活困窮者自立相談支援事業による支援プランの決定を受けてください。

※①について、経営相談先が求職活動等を必要と判断した場合はハローワークにて求職活動をしていただく場合があります。

給付金の延長・再延長

受給期間終了の際に、誠実かつ熱心に求職活動等を行っており、収入が一定額以下の場合、3か月を限度に2回まで延長が可能です。

延長を希望する場合は、受給最終日（受給期間が令和7年3月までの場合、令和7年3月31日）までに申請書類をふくし相談課へ提出してください。

給付額の変更

申請月に収入が多く一部のみの支給となっている方や家賃額が変更された方は給付額を変更しますので、ふくし相談課へ相談してください。

給付金の徴収

虚偽の申請があった場合等不適正な受給が判明した際には、それ以前に支給した給付金を岡崎市が徴収するとともに、以降の支給を中止する場合があります。

給付の中止

以下の場合は住居確保給付金の支給を中止します。

- 受給中の義務を怠った場合
- 自立相談支援事業所（ふくし相談課）が策定したプランに従わない場合
- 常用就職による収入が一定額を超えた場合（原則収入を得た月から中止）
- 住宅を退去した場合（退去日の翌月から）
※管理会社等の要請による場合やふくし相談課からの指示による場合を除く
- 支給決定後、^{きよぎ}虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が^{きんこけい}禁錮刑以上の刑に処された場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が生活保護を受給することになった場合

給付金の再申請

以下の条件に該当し、給付のための要件を満たす場合、再申請できる可能性があります。ただし、前回の支給が終了した月の翌月から起算して1年以上経過している必要があります。

- ① 前回の受給期間終了後に自らの責任によらない理由で倒産や解雇等された方
- ② 新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある方

じゅうきょかく ほきゅうふきん てんきょひよう ほじょ 住居確保給付金（転居費用補助）とは

世帯員の死亡、または、本人もしくは世帯員の離職・休業等による収入の減少により、住居を喪失している、または、喪失するおそれがある方に対し、転居費用相当分を給付する制度です。対象経費や申請に必要な書類、要件については、以下をご確認ください。

○対象経費：「転居先への家財の運搬費用」、「鍵交換費用」

「転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）」

「ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）」

※「敷金」、「契約時に払う家賃（前家賃）」、「家財や設備（エアコン等）の購入費」は対象外です。

○給付額：上記対象経費のうち、以下の上限額に調整された額

単身 111,000 円、2 人 132,000 円、3～5 人 144,000 円、

6 人 156,000 円、7 人以上 171,000 円

○支給方法：不動産仲介業者等の指定口座へ代理納付

必要書類

☐	①申請書（様式 1 - 1）及び申請時確認書（様式 1 - 2 A）
☐	②入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 2）
☐	③本人確認書類 運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・一般旅券・身体障がい者手帳・療育手帳、 精神障がい者保健福祉手帳・各種健康保険証・住民票の写し・戸籍謄本（抄本）、在留カード
☐	④収入減少関係書類 収入減少前と収入減少後（申請月を起点に2年以内）の給与明細書、賃金明細書、通帳の振込の 記帳ページ
☐	⑤離職等関係書類

	離職票、雇用保険受給資格者証、給与が途絶えたことを確認できる通帳 会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる書類等 ※揃わない場合は離職状況等に関する申立書（様式 5 - 1 B）
☐	⑥収入関係書類（収入がある者について申請月の収入が確認できる書類の写し）
☐	⑦金融資産関係書類（世帯全員の申請日時点の通帳の写し）
☐	⑧居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類（持家の場合）

審査項目

① 基本要件	
☐	離職等により世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失またはそのおそれがある
② 収入減少期間要件	
☐	申請月において世帯収入額が著しく減少した月から 2 年以内
③ 生計維持要件	
☐	申請月において世帯の主たる生計維持者である
④ 収入要件	
☐	申請月の世帯の収入が「基準額+住宅扶助基準額」以下である 1 人 81,000 円 + 37,000 円 = 118,000 円 2 人 124,000 円 + 44,000 円 = 168,000 円 3 人 159,000 円 + 48,000 円 = 207,000 円 4 人 197,000 円 + 48,000 円 = 245,000 円 5 人 235,000 円 + 48,000 円 = 283,000 円 6 人 273,000 円 + 52,000 円 = 325,000 円 7 人 310,000 円 + 57,000 円 = 367,000 円
⑤ 資産要件	
☐	申請時の世帯の預貯金及び現金の合計額が「基準額×6」以下（上限 100 万円）である 1 人 81,000 円 × 6 = 486,000 円 2 人 124,000 円 × 6 = 744,000 円 3 人 159,000 円 × 6 = 954,000 円 4 人 197,000 円 × 6 = 1,182,000 円 → 1,000,000 円
⑥ 家計改善に関する要件	
☐	生活困窮者家計改善支援事業により、次の 2 つが認められる ☐家計の改善のために転居が必要

☐ 転居費用の捻出が困難

→審査完了、「要転居証明書（様式 10）」を交付

給付金の徴収

虚偽の申請があった場合等不適正な受給が判明した際には、それ以前に支給した給付金を岡崎市が徴収する場合があります。

給付金の再申請

以下の条件に該当し、給付のための要件を満たす場合、再申請できる可能性があります。ただし、前回の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年以上経過している必要があります。

- ① 前回の受給期間終了後に自らの責任によらない理由で離職や休業等され世帯収入が著しく減少した方
- ② 受給者と同一に属していた方の死亡により世帯収入が著しく減少した方

問合せ先

岡崎市福祉部ふくし相談課 つながり支援係

生活困窮者自立相談支援事業所「ほっとサポートおかざき」
(福祉会館 1 階 18 番窓口)

電話(0564)23-6865 FAX(0564)23-7987

貸付については

社会福祉法人 岡崎市社会福祉協議会 サービスセンター

電話(0564)23-8938 FAX(0564)23-7820